【令和５年度 地域子ども・子育て支援事業等説明会 資料】

特定教育・保育施設の指導監査と主な留意事項

１　令和４年度指導監査実施状況
２　実地監査における主な指導事項
３　その他（関連情報）

本資料は、令和４年度の監査結果等を踏まえ、特定教育・保育施設の運営上ご留意いただきたい事項や関連情報をお伝えするものです。
※６月に開催予定の指導監査説明会でも改めてお伝えする予定です。

令和５年(2023 年) 3 月 28 日(火)
姫路市　幼保連携政策課　監査・指導担当
（監査指導課）

１　令和４年度指導監査実施状況

施設種別	実施期間	監査実施数／施設数	文書指摘数	口頭指摘数
保育所（保育所型認定こども園を含む）	R4. 7.11 ～ R4. 9.29	３５／３５	９	３２１
幼保連携型認定こども園	R4.10. 3 ～ R4.12.20	２１／４３	１３	２２６
幼稚園型認定こども園 地方裁量型認定こども園 新制度幼稚園	R5. 1.17 ～ R5. 1.31	５／８	５	８６

※「文書指摘数」: 速やかに改善を図るべき事項（改善報告を求める事項）の件数
「口頭指摘数」: その他の指導事項（改善報告を要しない事項）の件数

２　実地監査における主な指導事項など

今年度指導件数が多かった事項や各施設にお伝えしたい事項を中心に示しています。

利用者処遇

≪虐待等の防止≫

〇不適切な保育や虐待の防止

・「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、子どもの生命の保持や情緒の安定を図ることが求められています。**子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等で虐待はあってはならず、保育所等において改めて虐待の発生防止を徹底してください。**

・その際、初めは虐待ではなく、少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待につながっていくこともあり得ます。そのため、**早い段階で改善を促し、未然に防止することが重要です。**多くの保育所等においては適切に対応いただいているものと考えていますが、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、今一度保育のあり方を点検してください。

・保育所等において虐待が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で、**市へ速やかに情報提供**し、今後の対応について協議してください。不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を行います。また、事案の性質や重要性等に応じ、**事案の公表等の対応**も判断していきます。

（令和４年１２月７日付け国通知「保育所等における虐待等に関する対応について」参照）

＜不適切な保育の行為類型（国の手引きより）＞

⑴ こども一人一人の人格を尊重しない関わり
⑵ 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
⑶ 罰を与える・乱暴な関わり
⑷ こども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
⑸ 差別的な関わり

〈保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト〉
https://z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html

≪処遇計画≫

〇処遇の基本指針

・平成 30 年 4 月から適用されている新しい「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を用いて研修を行い、既存の保育計画等の見直しを行ってください。**特に、「全体的な計画」に基づき、各指導計画を作成する必要があります**ので、「全体的な計画」の作成について理解を深めてください。また、長期の指導計画（年間指導計画・月案）及び短期の指導計画（週案・日案）については、具体的に作成してください。
・３歳未満児については個別指導計画を作成してください。
・学校保健計画と学校安全計画について、定期的に見直すとともに、見直しの際には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に意見を求め、必要な指導を受けてください。
・食事計画を策定し、評価と見直し・改善を適切に行ってください。

≪衛生管理≫

〇衛生管理に関する研修

・衛生管理に係る施設内研修を年１回以上実施してください。また、研修記録を作成・保存し、職員間で情報共有を図るようにしてください。

〇おむつ

・汚染防止や臭気防止の観点から、使用済みおむつはビニール袋に密閉した後、ふた付きの容器等に保管してください。
※「保育所における感染症ガイドライン（2018 年改訂版）」に明記されています。（同ガイドラインは令和４年に一部改訂が行われています。）

≪安全確保≫

〇危険防止・安全管理

・掲示物の固定に画びょうを用いている場合は、落下防止策（画びょうの上からテープを貼る等）を講じてください。
・棚等の重量物に転倒・転落防止策を講じるようにしてください。
・マグネット（球形の場合は直径 4.5ｃｍ以下のもの、球形でない場合は直径 3.8ｃｍ以下のもの）は、口に入れた際に窒息の危険性があるので使用しないでください。
・保育室内等のピアノについては、けが防止の観点から、指詰め防止具を取り付ける等の安全対策をしてください。
・大型遊具については、自主点検に加えて専門業者による点検を定期的（年１回程度）に受けて記録を残してください。

・手指消毒用のアルコール消毒液等については、誤飲や目に入る事故の防止の観点から、子どもの手の届かないところに保管してください。また、使用の際は、職員の見守りの中で使用するようにしてください。
・令和５年４月１日より保育所（保育所型認定こども園を含む。）において**安全計画の策定が義務付けられます。**安全計画では、「施設の設備の安全点検の実施に関すること」、「保育士等の職員や児童に対し、施設内での保育時、散歩等の園外活動時や、送迎バスの運行時など施設外での活動等においても安全確保ができるために行う指導に関すること」、「安全確保に係る取組等を確実に行うための職員への研修や訓練に関すること」などを計画的に行うためのものであることが求められます。（安全計画例は、令和４年１２月１５日付け厚生労働省通知「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」参照）
※幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、新制度幼稚園については、学校保健安全法により、学校安全計画の策定が義務づけられており、既に同様の対応が求められています。

〇送迎バス等の置き去り防止

・送迎バスを運行する場合においては、置き去り等事故防止の観点から、運転を担当する職員の他に**子どもの対応ができる職員（保育士・幼稚園教諭）が同乗**するようにしてください。また、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、職員間で共有してください。
・送迎バスの**安全管理マニュアル**を作成し、こどもの安全・確実な登園・降園の安全管理を徹底してください。
（令和４年１０月１２日付け国通知「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」参照）
・送迎バスに「**ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置**」（安全装置）を装備し、**降車時の子どもの所在確認**をしてください。（安全装置は、令和６年３月３１日までに装備が必要です。可能な限り令和５年６月末までに導入してください。）※補助については、令和５年４月以降の設置が対象となる予定です。

〇子どもの所在確認

・子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、**職員間において情報共有を徹底**するとともに、**必要に応じて保護者への速やかな確認**を行ってください。
・登園時や散歩等の園外活動の前後等、**場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底するようにしてください。**

・園外活動時も含め、活動時は常に**園児の行動の把握に努め**、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意してください。また、**不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の探索**を行うように対応してください。

〇事故防止・事故防止対策委員会

・事故防止に係る施設内研修を年１回以上実施してください。また、研修記録を作成・保存し、職員間で情報共有を図るようにしてください。
・事故防止対策委員会については、多様な職種で構成し、事故報告やヒヤリ・ハット記録の検討・分析、事故の発生防止、事故防止対策の周知徹底などの事故発生防止対策を行ってください。

〇ヒヤリ・ハット記録と事故記録

・小さなケガ等であっても「実際に起こったもの」は事故記録とし、「事故に至らなかったものの、発生したおそれがあったものや危険と感じたもの」はヒヤリ・ハット記録としてください。
・ヒヤリ・ハット記録の目的は、あと一歩で事故になるところだったインシデントを収集し、その分析と事前対策を通じて事故の未然防止を図ることにあります。事故とヒヤリ・ハットの違いを意識することで、より効果的な事故防止対策につなげてください。
・ヒヤリ・ハットの報告がない又は少ない施設が見受けられます。事故の発生を未然に防ぐためにも、ヒヤリ・ハットの認知・捕捉の向上を図ってください。

〇事故の報告

・各施設において以下の事故が発生した場合は、事故発生後速やかに「特定教育・保育施設等事故報告書」を幼保連携政策課に提出してください。特に、死亡または意識不明、治療が３０日以上の疾病や負傷を伴う事故の場合は、事故発生当日に、第１報を連絡してください。
・死亡または意識不明
・治療に要する期間が 30 日以上の事故
・骨折、やけど、誤嚥誤飲等の事故
・損害賠償等を要する見込みのある事故

〇乳幼児突然死症候群の防止（睡眠チェック）

・保育室内は、児童の顔色等を確認できる程度の明るさを確保してください。
・チェック表への記録は、正確な記録のため、チェックをした都度行ってください。また、顔の向きだけではなく、部屋の温湿度や呼吸、発熱、発疹の有無等全身状態を含めて確認し、記録するようにしてください。
・医学的な理由で医師からうつ伏せ寝を勧められている場合以外は、**子どもの顔が見える「仰向け」に寝かせることを徹底してください。**

〇与薬

・与薬を行う場合は、**必ず医師が処方した薬に限定**し、保護者から医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した**与薬依頼票の提出を受けてください**。
・保護者から預かった薬を保育室で管理しているケースが見受けられますが、誤飲・紛失を防止するため、**児童が勝手に触れないよう職員が常駐する場所（職員室等）で管理してください**。
・与薬に当たっては、**複数の保育教諭等で対象の児童を確認し、重複与薬、与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにしてください。**また、与薬後には、その児童の観察を十分に行い、異変等がないか、しっかりと確認してください。

〇不審者侵入時の対策

・不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図り、乳幼児の安全確保に努めてください。
・門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器等の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認してください。
・さまざまな場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるなど、子どもが緊急時の対処の仕方を身につけられるよう取り組んでください。

≪児童の健康診断≫

〇中途入所児童への入所時の健康診断

・年度途中に入所した児童についても、入所前から入所後１か月以内に入所時の健康診断を実施してください。

≪感染症対応≫

〇感染症治癒後の再登園における保護者からの確認・記録

・感染症に罹患した児童の再登園に際しては、登園可能であると医師から伝えられていることについて保護者から確認を取ってください。また、保護者に確認した内容について記録を残してください。

≪給食関係≫

〇給食材料の適切な用意・保管

・缶入りの粉ミルクは、**開封後１か月以内のもの**を使用していることが確認できるよう、缶に開封日を記入してください。
・保存食は、**可食部を含む原則 50 グラム以上**を計量して採取し、２週間保管してください。

〇給食日誌等

・給食日誌には献立に関することのほか、当日の行事や調理室内の出来事など、食事に関係することを記録し、内容を充実させてください。

〇食物アレルギー対応

・食物アレルギーへの対応については、国のアレルギー対応ガイドラインに沿って、医師の判断（生活管理指導表）に基づいて行ってください。

〇検食

・検食は、異味・異臭・異物など食品衛生上問題がないか、子どもの発育・発達状況や嗜好にあっているか等を食事の提供前に確認し、食事の提供可否を判断するために実施するものです。そのため、検食は、**食事の提供可否を判断できる者が行い、また、検食簿にその記録を残してください。**

職員処遇・労務

〇時間外勤務に関する労使協定（36 協定）

・36 協定は、他の労使協定と異なり、労働基準監督署へ届出を行うことによって効力が生じます。必ず、協定の有効期間開始前に労働基準監督署への届出を行ってください。
・協定で定めた限度時間を遵守してください。

〇勤務時間の把握方法

・職員（園長を含む）の勤務時間は、タイムカード等の客観的な方法その他の適切な方法により適正に把握してください。

〇年次有給休暇（年休）の取得促進

・労働基準法の改正により、年休が 10 日以上付与される労働者を対象に、年 5 日の年次有給休暇を労働者に取得させることが使用者の義務として規定されています。対象となる労働者には、管理監督者や有期雇用労働者も含まれますので、ご注意ください。

〇職員に対する労働条件の明示・交付

・労働条件について、書面で労働者に明示しなければならない項目が法律で定められていますが、必要項目がもれている事例が散見されます。雇用関係を明確にするためにも必要ですので、もれのないようにしてください。

〇実習生の守秘義務

・実習生も子どもの個人情報に触れる立場ですので、実習生の受け入れに当たっては、職員と同様に守秘義務に関する誓約書を徴してください。

施設運営管理

〇職員配置

・職員の配置基準は、次の３種類で構成されます。
①基準条例、幼保基準条例、認定こども園基準条例又は幼稚園設置基準上の配置基準
②公定価格上の最低配置基準（基本単価分）
③各種加算や補助を受ける場合の公定価格上の補助・加算による加配
・**①と②は、施設運営に最低限必要な配置数であるため、基準を下回らないように十分ご注意ください。**（一定期間、下回る状態が継続した場合は、給付額が減算調整されることがあります。さらに、基準違反による改善勧告等を行うことがあります。）

※基準条例：姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
※幼保基準条例：姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
※認定こども園基準条例：姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

〇運営規程・重要事項説明書

・運営規程や重要事項説明書の記載内容と園運営の実態の整合性がとれているか確認してください。

〇教育・保育の自己評価と公表

・提供している教育・保育の質等について、自己評価を行うことが施設に義務づけられていますので実施してください。
※姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１６条第１項
・**施設としての自己評価を実施する際には、保育士等による自己評価等を踏まえて施設としての自己評価を行ってください。**また、その結果を保育の質やサービス向上に生かしてください。
・幼保連携型認定こども園については、自己評価の実施に加え、自己評価の結果を公表することが義務づけられていますので、公表するようにしてください。
※認定こども園法施行規則第２３条

〇保育士証

・保育士証に記載されている氏名又は本籍地が変わったときは、保育士証の書換えが必要です（※児童福祉法施行令第１７条）。該当のある保育教諭等については、登録変更後の保育士証を確認し、写しを保管してください。また、登録変更を行っていない場合は、書換え申請を行うよう指導してください。
※令和２年６月から保育士証への旧姓及び通称名の併記が可能になっています。

〇避難訓練及び消火訓練

・運営規程等において、避難及び消火の訓練を毎月実施すると規定しているにもかかわらず、消火訓練の実施頻度が毎月ではないケースが見受けられます。その月の避難訓練に消火活動がない場合も、消火訓練は別途実施してください。

〇認定こども園である旨の掲示

・認定こども園については、建物又は敷地の公衆の見やすい場所に認定こども園である旨（幼保連携型認定こども園については、幼保連携型認定こども園である旨）を掲示してください。（本園だけでなく、分園についても掲示が必要です。）

会計管理

〇施設会計の支出

・**施設運営に関係のない経費**を施設会計から支出することはできません。
・児童の教育・保育に充てられるべき公的給付（施設会計）をもって、役職員に報酬・給与を支払う場合は、その者の**勤務実態に即して支給**される必要があります。施設での勤務実態がない者に報酬・給与を支払うことはできません。

〇実費徴収、上乗せ徴収

・保育料以外の費用徴収（実費徴収、上乗せ徴収）を行う場合は、その理由、金額、使途を説明し、同意を得ることが必要です。特に、上乗せ徴収は、重要事項説明書等により、書面による同意が必要になります。
・利用者負担とする金額については、家庭に与える影響を考慮し、低所得者の利用が排除されないよう設定するとともに、徴収額の積算根拠をしっかり説明できるようにしてください。
・教育・保育の質の向上のための外部講師（英会話、スイミング等）の月謝は、「上乗せ徴収」と解されます。運営規程において、これらを実費徴収として定めている場合は、上乗せ徴収とするよう内容を変更し、行政へ届出（認可変更、確認変更）を行ってください。

３　その他（関連情報）

保育所・認定こども園の認可（認定）変更届出書類をホームページに掲載しています

もうすぐ新年度ですが、以下の内容に変更はありませんか？また、既に変更していたけど、変更届の提出をしていないものはありませんか？
・施設管理者（園長）
・法人代表者
・上乗せ徴収や実費徴収の料金
・部屋の利用用途（※）　　ｅｔｃ・・・。

令和２年１０月１日より、変更届の様式等を監査指導課のホームページに掲載しています。変更がある場合は、ご活用の上、変更届を提出してください。
（※部屋の利用用途については、変更届が不要となる場合もありますので、一度お問い合わせください。）

〈保育所、認定こども園の変更届出書類一覧〉
https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000009990.html